



福島医発第 959 号 (総)
平成 25 年 7 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

日本医師会綱領の策定について

標記につきましては、平成 25 年 6 月 23 日 (日) に開催されました第 129 回日本医師会定例代議員会において別紙内容のとおり採択されました。

本綱領は、国民の幸福の原点である健康を守り、医療の現状と将来を見据え、公益法人として担うべき役割を改めて認識すべく、また医師会がなにを目標とするのかを明確にし、医師の大同団結に向けた指標として活用することを目的に策定されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本綱領についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本綱領は日本医師会ホームページ (<http://www.med.or.jp/>) に掲載されております。

・ 参考資料「日本医師会綱領検討委員会答申」

小郡三井医師会より

会長 蒲池 壽

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な
明るい生活を支えます。
2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な
医療提供体制を築きます。
3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に
寄与します。
4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく
国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

日本医師会綱領検討委員会答申

日本医師会綱領の策定について

平成25年3月

日本医師会綱領検討委員会

平成 25 年 3 月

日本医師会
会長 横 倉 義 武 殿

日本医師会綱領検討委員会
委員長 野 中 博

日本医師会綱領検討委員会答申

日本医師会綱領検討委員会は、平成 24 年 7 月 13 日の第 1 回委員会において、貴職から「日本医師会綱領(仮称)の策定について」との諮問を受け、以来 4 回にわたり鋭意検討を続けてまいりました。

今般、委員会において、その成案を得ましたので答申いたします。

日本医師会綱領検討委員会

委員長	野 中 博	東京都医師会会長
副委員長	森 洋 一	京都府医師会会長
委員	榎 本 多津子	和歌山県医師会理事
	関 健	長野県医師会副会長
	田 中 良 樹	兵庫県医師会常任理事
	豊 田 秀 三	広島県医師会副会長
	福 田 俊 郎	佐世保市医師会顧問
	古 川 貞二郎	内外政策研究室主宰 (元内閣官房副長官)
	古 屋 聖 兒	北海道医師会理事
	松 本 純 一	三重県医師会副会長
	村 上 秀 一	青森県医師会副会長
オブザーバー	畔 柳 達 雄	弁護士・日本医師会参与
	奥 平 哲 彦	弁護士・日本医師会参与
	手 塚 一 男	弁護士・日本医師会参与

(委員五十音順／敬省略)

日本医師会綱領の策定について

日本医師会綱領検討委員会は、わが国の政治、経済、社会の大きな変革と日進月歩の医療界において、日本医師会が、国民の幸福の原点である健康を守るため、医療の現状と将来を見据え、来るべき公益法人として担うべき役割を改めて認識すべく、日本医師会綱領を策定しました。

本綱領の策定にあたっては、綱領にふさわしい大局観と普遍性を踏まえつつ、国民に理解しやすい内容を項目立てし、それを国民に約束するという形を採りました。

これは、わが国の宝である国民皆保険を基盤に、時流に流されることのない日本医師会の基本姿勢を綱領として国民に約束することで、日本医師会員にもその内容を踏まえて行動して欲しいとの思いを込めています。

本綱領が、平成 12 年 4 月 2 日の第 102 回日本医師会定例代議員会で採択された、医師個人の規範である日本医師会『医の倫理綱領』（別添）とともに、まさに車の両輪として、日本医師会員に深く根付き、国民との信頼が構築・共有されることを切に願います。

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な
明るい生活を支えます。
2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な
医療提供体制を築きます。
3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に
寄与します。
4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく
国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

医の倫理綱領

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

平成 12 年 4 月 2 日採択
於 社団法人日本医師会 第 102 回定例代議員会